

募集要項⑤

平成 31 年度(2019 年度) MYP・CAS・TOKコーディネータ 採用選考募集要項

【選考の目的】

大阪 YMCA は、大阪市が平成 31 年(2019 年)4月に開設予定の、大阪市立第 21 高等学校及び大阪市立第 131 中学校(以下「中高一貫教育校」という。)について、国家戦略特別区域法第 12 条の3に規定する公立国際教育学校等管理事業(以下「公設民営学校」という。)として、中高一貫教育校の管理に関する業務を行う指定公立国際教育学校管理予定法人に内定しました。

中高一貫教育校は、国際社会でリーダーシップを発揮し活躍するための英語による優れたコミュニケーション能力の習得と、自国の伝統や文化に根ざした国際理解教育に重点を置いた教育活動を通じ、地球的視野に立って行動するための態度・能力を育成し、大阪の産業の国際競争力の強化及び大阪における国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材を育てることを目的として開設するものであり、この設置目的をより効果的に達成するため、公立学校の管理運営を民間法人が行う公設民営の手法を取り入れることとなり、厳格な選考を経て大阪 YMCA が指定管理予定法人として選ばれました。

国家戦略特区を活用した公設民営の手法による中高一貫教育校の開設は、日本で初めての試みです。また、中高一貫教育校は国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの導入をめざしており、国際バカロレア認定校となれば、大阪府の公立学校として初めての認定校となります。

大阪 YMCA は、全国的にも注目を集めている今回の公設民営の手法による中高一貫教育校の設立・立ち上げメンバーになっていただける、意欲があり、それぞれの専門分野でリーダーシップを発揮することができる多くの教員を求めています。選考に選ばれた教員は日本初の公設民営の手法による中高一貫教育校の立ち上げと発展に貢献するという、他では得られない経験をすることができます。

【募集職種】

●MYP (IB Middle Years Program)コーディネータ

MYP は 11 歳～16 歳までを対象としており、生徒にこれまでの学習と社会のつながりを学ばせるプログラムである。高校 2.3 年生からの DP コースを受講する生徒、またはその他のコースに進む生徒がスムーズにバカロレアのカリキュラムに適應できるように各教科担当者と協力し指導方法、授業計画の立案に協力する。(本校では MYP の認証は取得しないが、DP への移行をスムーズに行うために MYP コーディネータを設置する予定)

(参考資料) (文部科学省ウェブサイトより) MYP では、以下の 8 教科を学習する。全ての生徒が 5 年のプログラム期間にわたってこれらの教科に取り組む。

○言語 A、言語 B、人文科学、理科、数学、芸術、体育、テクノロジー

8 教科は従来の教科を越えた「相互作用のエリア」(AOI: areas of interaction)である以下 5 分野と関連しており、PYP の横断的テーマと似た形で人間の共通性に焦点を当てている。この「相互作用のエリア」は、全教科に共通して適用され、生徒が、各教科を他の教科や実社会とは関連性のないものとして孤立的に捉えるのではなく、教科内容と実社会との関連性に対して認識を高められるよう働きかけることを目的としている。

○学習の方法 (approaches to learning)、コミュニティーと奉仕活動、人間の創造性
多様な環境、保健教育と社会性の教育

これらを通じて、MYP では、知識を統合された総体的なものとして示し、生徒がより広く、より複雑なグローバルな課題に対する認識を高めることが期待されている。

●CAS (Creativity, Activity, Service)コーディネータ

CAS は、私たちの中学・高校プログラムの中核の 1 つです。この公設民営学校は YMCA 成り立ちに根ざしているため、多面的でダイナミックなプログラムを開発することが私たちの目標です。この教科担当者には人と社会についての洞察力と人間関係を構築していくスキルが必要とされます。同時に学校内外の幅広いステークホルダー(生徒、保護者、地域社会、他の組織・企業など)と協働していくことが期待されています。これらの関係を通して、私たちは学生の教科への深い関わりと成長を育んでいきたいと願っています。予算管理、学生/データ管理、コミュニケーション、外部とのやり取り、および長期ビジョンの構築が含まれます。

●TOK (Theory of Knowledge)コーディネータ

* 他教科兼務の場合あり *

TOK コーディネータは、複数の役割を果たすことが要求されます。TOK を教え、高いレベルで成功させ生徒に興味を持たせることが必要とされます。ほかのすべてのバカロレア・ディプロマに関係する教師と協力して、TOK を各科目に統合していくことが求められます。幅広い視野をもち、生徒にアカデミズムの面白さを体験させることができ、生徒を知的に刺激することが望まれます。TOK 担当者はほかの教科の担当を兼務する場合があります。

【職務内容】

- 担当科目の授業、生徒指導、教材作成など教員としての業務全般。
- 科目別コース概要と関連カリキュラムの作成。
- 学校計画に関する会議への参加。
- 国際バカロレアの指導法を理解し英語授業に反映させること。
- 大阪 YMCA インターナショナルスクール、大阪 YMCA インターナショナル・ハイスクールと連携し、指導・学習の発展を支援すること。
- その他、上記に関連する一切の業務

【必要とされる能力、経験、資質など】

- 異文化理解 - さまざまな文化を扱う能力とさまざまな方法で物事を試みることに柔軟性を有していること
- カリキュラムデザインとプログラム開発の経験と意欲
- IB の基準と実践を理解すること
- 自ら計画を立案し管理をする能力 - 計画立案とプログラム開発を遂行する能力
- リーダーシップを発揮し他の教師の能力開発を支援する能力
- 授業、準備、計画などにおいてほかの教員と協働していける能力

【求める人物像】

- 成長していく姿勢 - 学校を建設し、プログラムを開発し、新しいコミュニティの創造に取り組んでいこうとする姿勢
- 上向きの指向 - 成長と能力開発へ積極的であること
- 柔軟性と適応性 - 多様な役割を臨機応変に担うことができること
- 積極的な思考力 - 生みの苦しみを明るく積極的に楽しんでいける人であること

【受験資格】

昭和 34 年(1959)年 4 月 2 日以降に生まれた方で、次の①～⑤の要件をすべて満たしていること。

- ① 日本または海外の大学または大学院(短期大学を除く)を卒業(修了)し、学士以上の学位を取得していること。(MYP, CAS, TOK)
- ② ○日本の教員免許(資格)を取得していること。(MYP, CAS, TOK)
又は、
○日本以外の国の教員免許(資格)を取得していることまたは下記の条件を満たしていること。

⇒TOEFL iBTスコア 100 点以上、Cambridge English CPE、Cambridge English CAE グレード A・BまたはIELTSスコア(アカデミック・モジュール/オーバーオール・バンド・スコア)7.5以上の証明書を有していること。(ただし、平成 20 年 4 月 1 日から平成 29 年 10 月 1 日までの受験日のものに限る。)

※各種英語試験のスコア証明書については、出願時に、出願書類とあわせてコピー(ネット画面のコピーでも可)を提出していただきます。出願時にスコアの証明書が入手できない場合は、出願時は各種英語試験の受験票を添付していただき、スコア入手後すみやかにメールでスコアを提出してください。

※なお、2次選考日に、スコア証明書の原本を提出していただきます。

※出願期間内にスコア又は受験票の提出ができない場合は、本選考を受験できません。

③K-12 までを有する(高校 3 年次までを有する)学校(※)で 3 年以上、中学校・高等学校相当の学年(実勤務月数として 24 月以上。休職期間は含まない)の該当教科に関する勤務経験(週 8 時間以上授業を担当したものに限り)を有すること、またはこれと同等と大阪 YMCA が認める実務経験を有していること。

(※K-12 までを有する(高校 3 年次までを有する)学校について)

【日本国内の場合】

- ・学校教育法第一条により規定されている学校
- ・学校教育法第一条に規定する学校でない場合は、次に掲げる教育施設
 - イ 平成 3 年文部省告示第 91 号または第 120 号により指定又は認定された在外教育施設
 - ロ 日本国内にある教育施設であって、中学校または高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたもの
 - ハ 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について次に掲げる団体の認定を受けたもの
 - ・アメリカ合衆国 ウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ(WASC)
 - ・アメリカ合衆国 アソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル(ACSI)
 - ・イギリス カウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ(CIS)
 - ・スイス 財団法人国際バカロレア事務局(IBO)

【海外の場合】

- ・国、地方自治体に認定された学校
- ・私立学校においては上記(ハ)に掲げた団体により認定された学校またはこれと同等の学校と大阪 YMCA が認めた学校

④次の各項並びに学校教育法第9条及び教育職員免許法第5条第1項の各号に該当しないこと。

- (1) 成年被後見人または被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 国、地方公共団体、その他一般の組織から懲戒免職または懲戒解雇の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

(参考)

学校教育法第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 成年被後見人または被保佐人

- 2 禁固以上の刑に処せられた者
- 3 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い当該執行の日から三年を経過しない者
- 4 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

教育職員免許法第5条第1項

普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するために行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 十八歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。)。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
- 三 成年被後見人または被保佐人
- 四 禁固以上の刑に処せられた者
- 五 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該執行の日から三年を経過しない者
- 六 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 七 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 修士号、博士号などの学位の保有者は選考にあたって有利となる場合があります。

【出願・選考について】

- 出願期間・選考期間 平成 29 年 11 月 10 日～平成 30 年 3 月 30 日
- 選考日 平成 29 年 12 月～平成 30 年 3 月頃(別途連絡します)
- 募集人数 各コーディネータ 1 名(他の教科と兼務の場合があります・日本の教員免許を有している場合)
- 選考方法

- 1次選考 書類選考
- ・履歴書
 - ・職務経歴書
 - ・大学の卒業証明書(修士号、博士号を有する人はそれを証する書面の写し)
 - ・該当教科に関連する分野について、日本の教員免許の写しまたは日本以外の国の教員免許(資格)を証明する書類(教員免許を有するもの)または各資格試験証明書
 - ※各種英語試験のスコア証明書については、出願時に、出願書類とあわせてコピー(ネット画面のコピーでも可)を提出していただきます。出願時にスコアの証明書が入手できない場合は、出願時は各種英語試験の受験票を添付していただき、スコア入手後すみやかにメールでスコアを提出してください。
 - ※なお、2次選考日に、スコア証明書の原本を提出して

いただきます。

※出願期間内にスコア又は受験票の提出ができない場合は、本選考を受験できません。

【受験資格】を参照して下さい。

2次選考 面接(使用言語:日本語・英語)

【主な評価の観点】

- ・社会人として適切な態度・ふるまい・受け答え・常識を備えているか。
- ・望ましい対人関係を築ける資質を備えているか。
- ・学校教育を取り巻く状況や課題を理解しているか。

3次選考 面接および模擬授業(使用言語:日本語・英語)

【主な評価の観点】

- ・生徒の意欲を高め、関心を引き付けられるか。
- ・生徒に対して適切な言葉で理解させようとしているか。
- ・教員として必要な教科(科目)の専門的な知識を備えているか。
- ・教員として十分な指導力を備えているか。

●待遇

月給 42万円以上

(能力、経験、年齢により大阪 YMCA の内規に従い決定)

保険完備 労災保険、雇用保険、健康保険、年金保険、有給休暇(労働基準法に準じて付与)

交通費 最短最安経路にて6ヶ月定期代を支給

年間勤務日数 240日程度(大阪 YMCA の規定に準じる)

●出願方法 電子申請(インターネット)でのみ受け付けます。郵送、持参、Fax などによる受付は行いません。

出願期間 平成 29 年 11 月 10 日以降、決定するまで実施

出願方法 ウェブサイトから応募ください。

<http://osaka-city-ib.jp/teacher-offer/>

書類選考に合格した方のみ 2 次選考のご案内を差し上げます。書類選考に不合格の場合の連絡はございません。また、書類データなどの返却はいたしませんのであらかじめご了承ください。

以上